



山の手通信

No.185

2024年11月1日

会長

● 消防訓練を終えて

町内一斉清掃同日の 役場主導の消防訓練に参加された方、お疲れ様でした。
日ごろから訓練をすることによって、万が一の事態に備えましょう。

● 集合住宅の郵便受け

不特定多数のお宅で、郵便受けが勝手に開けられるという事態が発生しております。郵便受けに鍵を置くなど 大切なものを置くのは危険です。

● 「ながらスマホ」の罰則強化

2024年11月から、自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化されます。

なお、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマートフォンの画面を注視することも禁止されています。



● 防災行政無線テレホンサービス

(無料) 0120-52-2136

「山の手自治会」で 検索

<山の手ウェブ> <https://yamanote.link>

班長																			

↑月日を記入して次の方に回してください。

【注意】：最後の方は **回覧板を 会長まで返却** ください。